

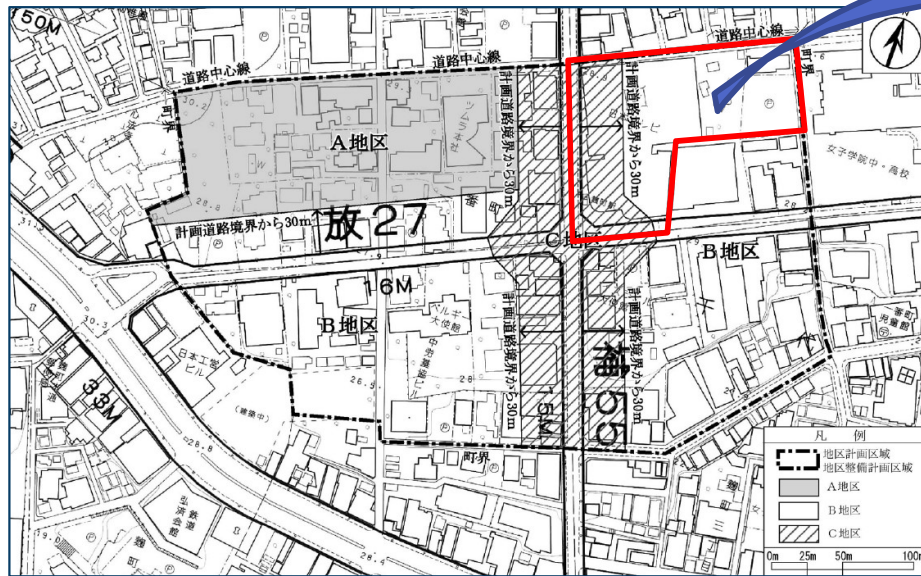
二番町地区 地区計画 変更（素案）の概要 および 今後の予定

令和4年11月

千代田区環境まちづくり部 地域まちづくり課

二番町地区 地区計画 変更（素案）の概要 ①

二番町D地区 地区計画の概要



主要な公共施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
	広場	広場1号 (駅前プラザ)	-	-	約1,250㎡	新設 (面積は1階・地下1階・地下2階の合計)
		広場2-1号 (交流広場)	-	-	約1,850㎡	新設 (エリアマネジメント拠点施設を除く)
		広場2-2号 (緑地広場)	-	-	約650㎡	新設 (広場2-1号と合わせて約2,500㎡確保)
		地域交通広場	-	-	約1,000㎡	新設
その他の公共空地	歩道状空地1号	6m	約80m	-	新設	
	歩道状空地2号	4m	約140m	-	新設	
	歩道状空地3号	4m	約50m	-	新設	
	歩行者通路1号	4m	約50m	-	新設 (地下)	

地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
	その他の公共空地	緑地	-	-	約150㎡	新設 (車路部分を除く)
		地区内通路	5m	約120m	-	新設

位置	D-1地区	D-2地区
面積	約1.0ha	約0.5ha
建築物の容積率の最高限度	700% ・2%以上をエリアマネジメント拠点施設とする ・地下鉄接続通路(既存)の拡幅整備を行わない場合は12%を減じる	
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図3に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次に該当する建築物はこの限りでない。 1 歩行者の安全性及び快適性を高めるために歩道状空地上部に設ける庇 2 交通結節機能強化に資する地域交通広場に設ける停留所の上屋	
建築物等の高さの最高限度	90m	60m

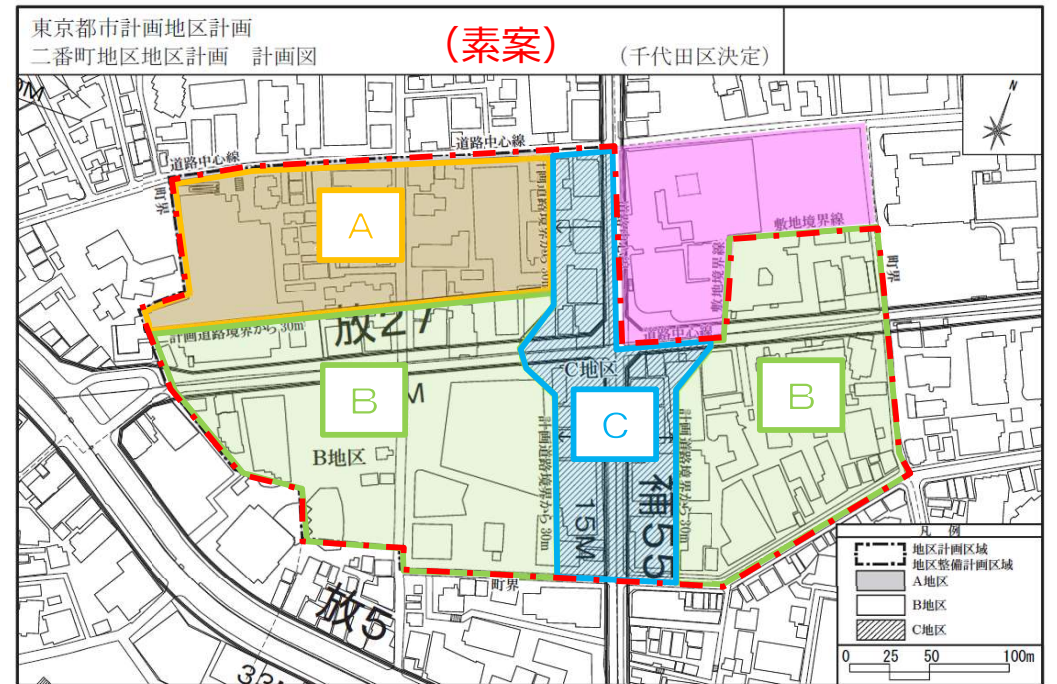
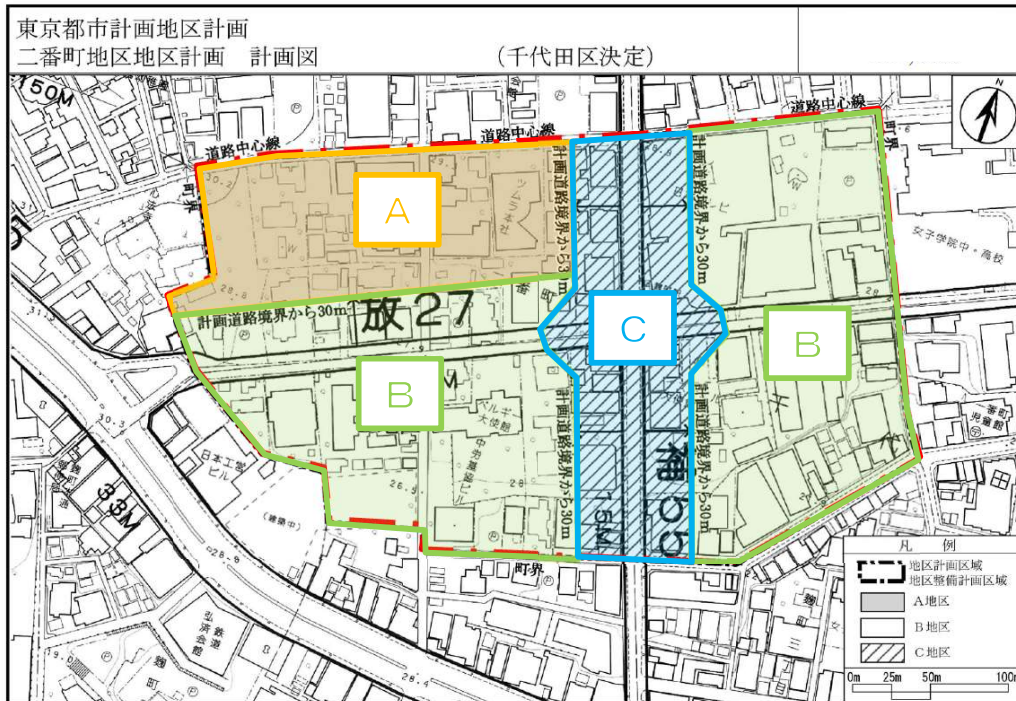
公共施設等の整備の方針
道路の無電柱化を推進するとともに、番町中央通りを拡幅整備し車両動線を双方向化することで周辺住宅市街地への車両の流入を抑制するなど、歩行者の安全性に配慮した道路空間を整備する。

二番町地区 地区計画 変更（素案）の概要 ②

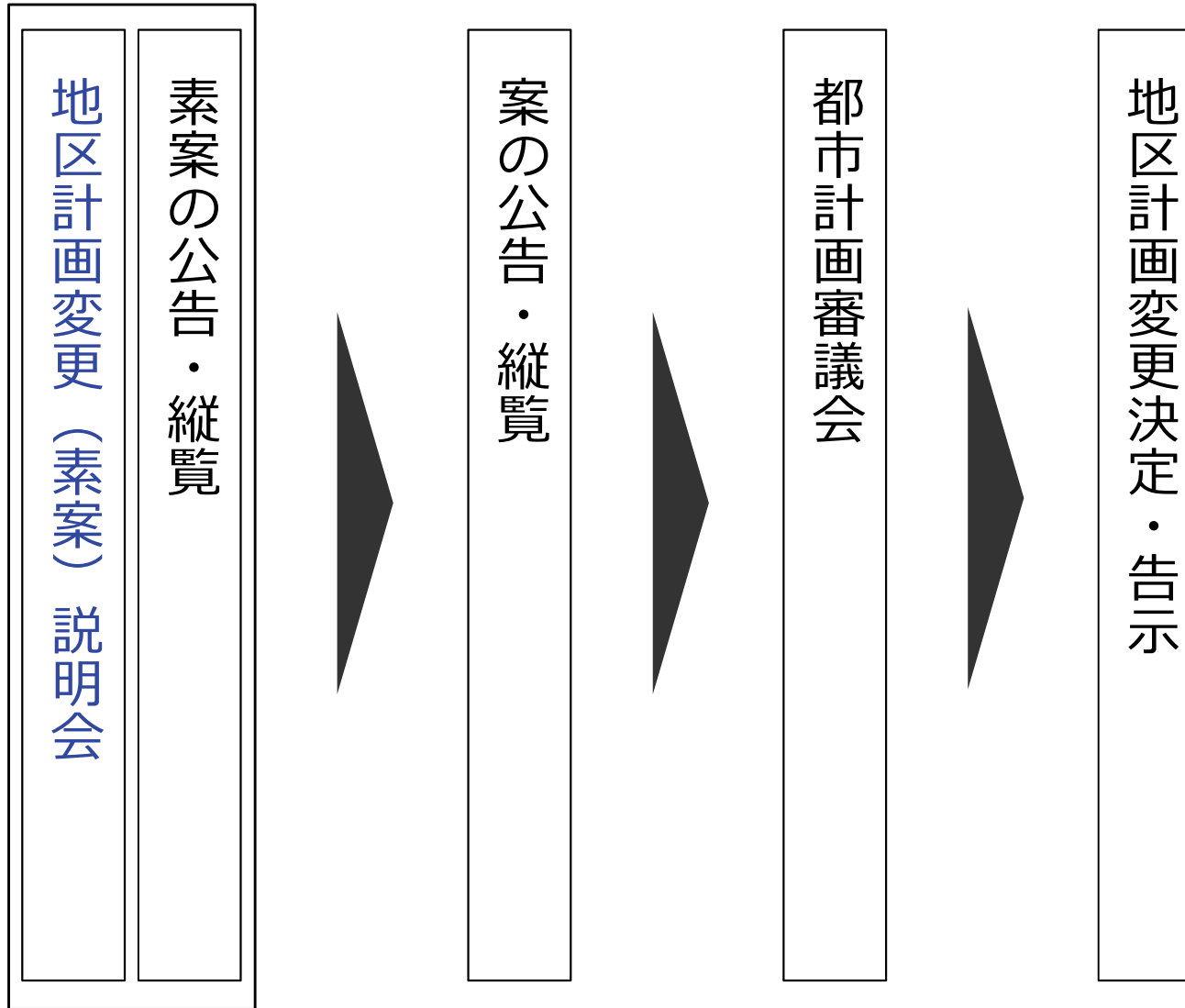
地区計画の変更箇所 <面積変更>

単位：ha

	変更前	変更後	(増減)
A地区	約 2.4	約 2.4	0
B地区	約 7.3	約 6.5	▲0.8
C地区	約 2.4	約 1.7	▲0.7
全 体	約12.1	約10.6	▲1.5



今後の予定



令和4年11月